

平成28年6月20日

各指定居宅介護支援事業所の管理者様
(岐阜市所在の事業所を除く)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

指定居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算にかかる地域密着型通所介護
サービスの取扱いについて(通知)

日頃から本県の高齢者施策の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記につきましては、平成28年5月23日付けで、本県での取扱いについて別紙1のとおり通知しているところですが、厚生労働省老健局振興課から、平成28年5月30日付けで別紙2のとおり通知があったことに伴い、別紙1を別紙3のとおり改正しますので、ご承知下さい。

また、提出様式につきましても一部修正しておりますので、岐阜県ホームページも併せてご確認くださいませようお願いします。

岐阜県ホームページ → こども・医療・福祉 → 高齢者 → 介護保険 → 介護保険指定事業者の皆様へ → (申請・届出手続) 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算

<アドレス>

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/syutyu-gensan3.html>

※ 中核市である岐阜市内所在の居宅介護支援事業所については、岐阜市の基準によります。

※本書は、居宅介護支援事業所として県にメールアドレス登録のある事業所へ送付しております。

健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
担当係長	篠田	担当	中野
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1			
電話 058-272-8298 (直通)			
メール nakano-takahiro@pref.gifu.lg.jp			

平成28年6月20日

特定事業所集中減算における通所介護サービス等の取扱いについて

特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護については、下記のAまたはBのいずれかの方法により判定を行ってください。

A 通所介護及び地域密着型通所介護を、サービスごとに判定する。

B 通所介護と地域密着型通所介護の件数を合計して判定する。

Aの方法により判定する場合の取扱い

- ・通所介護、地域密着型通所介護のそれぞれのサービスごとに判定を行って下さい。
- ・紹介率最高法人の割合が80%を超え、県へ届出を提出する際は、判定結果を通所介護、地域密着型通所介護のそれぞれの欄に記入していただき、<通所介護>の欄にある「地域密着型通所介護の件数を『含まない』」の方に○を付けてください。

<通所介護>

※地域密着型通所介護の件数を 含む ・ **含まない**

判定に係る事項	判定期間における総計
通所介護が位置付けられた居宅サービス計画数・・・①	件
通所介護の紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数・・・②	件
紹介率最高法人の名称	
紹介率最高法人の住所	
計画に位置づけられた紹介率最高法人が行う事業所名(複数)	
紹介率最高法人の代表者名	
紹介率最高法人の割合 ②/① (%) (自動計算/小数点第2以下切り捨て)	#DIV/0!

※平成28年6月20日修正の届出書様式(一部抜粋)

※注意※

平成28年度前期（平成28年3月1日～8月31日）判定分における判定期間及び事業所数のカウントについては、下記のとおり取扱うこととします。

1、判定期間について

以下の期間にて判定を行ってください。

- ・通所介護 …平成28年3月1日～平成28年8月31日（6カ月）
- ・地域密着型通所介護 …**平成28年4月1日**～平成28年8月31日（5カ月）

2、事業所数のカウントについて

紹介率最高法人の割合が80%を超えたことの正当な理由のうち、番号1及び6における事業所数等のカウントについては、以下のとおり行ってください。

- ・通所介護 …
 - ・地域密着型通所介護 …
- 共に**平成28年4月1日時点の事業所数**

※事業所数のカウントについては、下記のページに掲載している通所介護事業所の一覧表が活用できます。

岐阜県ホームページ 特定事業所集中減算について（平成27年9月以降）

特定事業所集中減算にかかる正当な理由の範囲について

【H28前期のみ】通所介護、地域密着型通所介護事業所一覧表（平成28年4月1日）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/syutyu-gensan3.html>

※正当な理由について

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（※）に訪問介護サービス等が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- 6 サービス種類ごとにみた場合に、対象となるサービス事業所が、利用者の居住地のある（旧）市町村単位で2法人以下であり、当該法人を位置づけている居宅サービス計画を除くと80%以下になる場合

Bの方法により判定する場合の取扱い

- ・通所介護、地域密着型通所介護の件数を合計して判定する場合は、両サービスを位置づけた計画件数の合計で割合を判定してください。

- ・ 紹介率最高法人の割合が80%を超え、県へ届出を提出する際は、判定結果を通所介護の欄にまとめて記入していただき、<通所介護>の欄にある「地域密着型通所介護」の件数を『含む』の方に○を付けてください。

<通所介護> ※地域密着型通所介護の件数を **含む** 含まない

判定に係る事項	判定期間における総計
通所介護が位置付けられた居宅サービス計画数・・・①	件
通所介護の紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数・・・②	件
紹介率最高法人の名称	
紹介率最高法人の住所	
計画に位置づけられた紹介率最高法人が行う事業所名（複数）	
紹介率最高法人の代表者名	
紹介率最高法人の割合 ②/①（％） （自動計算/小数点第2以下切り捨て）	#DIV/0!

- ・ Bの方法で判定を行う場合の判定期間及び事業所数のカウント方法については、下記のとおり取扱うこととします。

1、判定期間について

通所介護＋地域密着型通所介護 平成28年3月1日～8月31日（6カ月）

2、事業所数のカウントについて

通所介護＋地域密着型通所介護 平成28年3月1日時点の通所介護の事業所数
 ※事業所数のカウントについては、下記のページ掲載している3月1日時点の事業所の一覧表が活用できます。

岐阜県ホームページ 特定事業所集中減算について（平成27年9月以降）

特定事業所集中減算にかかる正当な理由の範囲について

判定対象サービス事業所一覧表（平成28年3月1日）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/syutyu-gensan3.html>

その他の判定対象サービスについて

通所介護、地域密着型通所介護以外のサービス（訪問介護、訪問入浴介護等）については、通常通りの判定方法にて判定を行ってください。

※ 事業所数のカウントについて

正当な理由の番号1及び番号6における各サービス事業所数については、**それぞれの判定期間の初日時点を基準日とする**こととします。

事業所数をカウントする際の参考となるよう、下記ホームページに事業所の一覧表を掲載しますので、ご活用ください。

岐阜県ホームページ 特定事業所集中減算について（平成27年9月以降）

特定事業所集中減算にかかる正当な理由の範囲について

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/syutyu-gensan3.html>